

受付日		受付番号	
-----	--	------	--

公益信託兵庫県婦人会館ユネスコ基金

助成金交付申請書

年 月 日

公益信託兵庫県婦人会館ユネスコ基金  
受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

下記のとおり貴公益信託の助成金を申し込みます。  
なお、この申込書に記載する事項は、助成金支給対象者の選考等、貴公益信託の運営に必要な範囲内で貴公益信託の受託者・運営委員・信託管理人が取得・利用すること、また支給が決定した場合は、氏名、所在、活動内容等の情報が主務官庁へ提供される他、一般に公開される場合があることについて同意のうえ応募します。

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます）は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

申 込 者	名 称	(フリガナ)			
	所在地	〒 - TEL ( ) E-mail :			
	代表者 <small>※(肩書きがある場合は記入ください)</small>	氏名	(フリガナ)	生年 月日	西暦 年 月 日生
		自宅 住所	〒 - TEL ( ) E-mail :		
連絡ご担当者様 <small>(個人申込の場合は、記入不要です)</small>	TEL ( ) E-mail :				
決定通知は申込者様宛にお送りします。 連絡ご担当様宛をご希望される場合は○を記入してください。					
設立目的					
助成対象事業名					
事業の概要（2行以内で簡潔にご記入ください。具体的なスケジュールや主な開催場所や参加者等については次頁でご説明ください。）					
助成希望金額 _____ 円					
助成対象事業に係る収支計画（助成金の使途内訳や助成金を必要とする理由が分かるように記載ください）					
上記収支計画上自己負担額が小額に止まる場合は、その理由を記してください。					
お尋ね事項（過去3年間における他からの助成実績をお書きください。又、何によって当基金のことを知りましたか）					

受託者 使用欄	精査印		登録印	
------------	-----	--	-----	--

活動概要（時系列かつ具体的なスケジュールで、開催場所や参加者等も含めご記載ください）

仮に助成金額が希望額の半額になった場合、どのように活動を実施するかをご記載ください。

（例：優先順位の低いものを実施しない。活動項目内の実施内容の縮小等具体的に記載）

# 助成金振込口座届

ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

お振込先	銀行名	☑をつけてください	支店名	☑をつけてください							
		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協		<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 営業所							
預金種別	<b>普通預金</b> ゆうちょ銀行の「通常貯金」も「普通預金」として取り扱います。	口座番号	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>								
お受取人	<b>【ご留意事項】</b> 法人名義の場合、代表者の肩書や代表者名までの記載が必要な場合があります。	フリガナ									
		口座名義									

※この申請でご提供いただく振込口座情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

## 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - D. 暴力団準構成員
  - E. 暴力団関係企業
  - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - G. その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為